

覚 書

(以下 甲という) と、株式会社 PETIT CONCIERGE (以下 乙という) は、乙が甲に対して下記の求職者 (丙) を紹介した有料職業紹介に関し、下記の通り覚書を締結する。

求職者

入職日 年 月 日

第 1 条 紹介料は、次の通りとする。(月概算給与×契約月数の %での算出)

合計 円 (消費税 円含む)

勤続月数	返還する紹介料の割合
1 ヶ月未満	100%
1 ヶ月以上～3 ヶ月未満	50%
3 ヶ月以上～6 ヶ月未満	10%

第 2 条 紹介料の支払いは、丙の入職日に甲に請求し、甲は 年 月 日迄に現金で別途発行する請求書に基づき、乙に支払うものとする。
また振込手数料は、甲が負担するものとする。

第 3 条 雇用期間は、入職日～満 6 ヶ月間とし、それ以降の契約更新または常勤雇用をする場合は、甲は乙に雇用期間満了日の 1 か月前までに申し入れをするものとし、別途紹介料が発生するものとする。

第 4 条 甲及び乙は、甲乙間で紹介基本契約書を締結している場合は、当該契約の定めに従い、これを締結していない場合は、取引条件に関する約款 (有料職業紹介基本約款) の定めに従う。
なお、当該契約、当該約款及び本覚書のいずれにも定めない事項については、甲乙誠意をもって協議し解決する。

第 5 条 本覚書の成立を証するため、本覚書を 2 通作成し、甲乙記名捺印のうえ各々その 1 通を所持する。

令和 年 月 日

(甲)

印

(乙) 大阪府中央区南船場 1 丁目 18-24-702

村上 方子 印